

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成20年度決算に基づく、健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

1. 健全化判断比率（法第3条関係） （単位：％）

	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
健全化判断比率	-	-	14.3	113.3
早期健全化基準	(11.25)	(16.25)	(25.0)	(350.0)
財政再生基準	(20.00)	(40.00)	(35.0)	-

いずれの比率も基準を下回ることが求められます

実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字の場合、数値なしとなります。

連結実質赤字比率の財政再生基準については、経過措置が設けられており、平成22年度までは40.00%、平成23年度は35.00%、平成24年度以降は30.00%となります。

2. 資金不足比率（法第22条関係） （単位：％）

会 計 の 名 称	資 金 不 足 比 率	備 考	経営健全化基準
佐世保市水道事業	-		(20.0)
佐世保市下水道事業	-		
佐世保市交通事業	-		
佐世保市立総合病院事業	-		
佐世保市卸売市場事業	-		
佐世保市交通船事業	-		
佐世保市集落排水事業	-		

いずれの会計も基準を下回ることが求められます

資金不足がない場合、数値なしとなります。